

第 6 回丸亀市行政改革推進委員会会議録

日 時	平成 18 年 2 月 3 日 (金) 午前 9 時 00 分 ~ 午後 12 時 35 分
場 所	丸亀市役所 別館 5 階 第 1 会議室
出席者	〔行政改革推進委員会委員〕 秋山 朋子、宇佐美 功、大西 綾子、岡本 恵子、奥村 素一、河野 忠生、小玉 紀、酒井 明世、佐藤 智恵子、高木 新仁、細川 滋、松本 濱一、宮武 明美 (五十音順、敬称略) 〔以上 13 名出席〕 〔丸亀市〕 中島企画財政部長、直江総務部長、宮川財政課長、木谷職員課長、立岡秘書広報課長、笠井行政改革推進室長、大岡、窪田
欠席者	〔行政改革推進委員会委員〕 岩村 浩二、橋 節哉、平井 靖士 〔以上 3 名欠席〕
議 題	(1) パブリックコメントの実施結果について (報告) (2) 丸亀市行政改革大綱(案)について (議案第 1 号) (3) 丸亀市行財政改革推進計画(案)及び資料編について (議案第 2 号) (4) 答申書(案)について(議事) (5) その他

会 議 概 要

酒井会長：ただ今より第 6 回丸亀市行政改革推進委員会を開会します。本日の会議は、委員 16 名中 13 名の出席をいただいております。過半数の委員の出席をいただいておりますことから、丸亀市附属機関設置条例第 7 条第 2 項の規定により本日の会議が有効に成立していることをまずもって報告します。それでは、早速「パブリックコメントの実施結果について」事務局より報告願います。

行革室長：【パブリックコメントの実施結果について報告】

大綱(案)の中に「に努めます。」という表現は、「を図ります。」とか「にします。」という表現にすべきではないか。

行政改革にいただいているキャッチフレーズ案「みんなで汗を流そう！新丸亀創生プラン 市民との協働により新たな改革に挑戦」を取り入れるかどうか。

以上 2 点の意見について、この会でご検討をお願いします。

酒井会長：事務局よりパブリックコメントの実施結果について報告がありましたが、何か質問等がありますか？

岡本委員：大綱(案)の表現の修正を意見として出されていますが、市として「努める」ではなく「します」にできるものなのですか？

酒井会長：そういうことも合わせて検討するという事です。

小玉委員：指摘されている大綱(案) 2 ページの 課題のところは、「求められています。」といった同じ表現が続いているのがまずいと思います。

松本委員：これを提言されている方は、「努めます」といった表現で善処しますという意味合いではいけないという意見だと思います。また、大綱(案)の中には、「必要があります。」とか「求

められています。」といった第3者的な表現が使われていますが、それでは従来と変わらないではないかという趣旨だと思います。

小玉委員：大綱(案)2ページの課題では、「1. 全庁的な課題」からはじまって、「必要となります。」「求められています。」と続いています。これだけ続くと、読んでいる側は嫌になります。

岡本委員：ただ、この「課題」といった項目は、今からの丸亀市はこうしますといったことではなく、市としてはこういった問題がありますといったことを表現するところになります。

小玉委員：出す側からいうと、こういう表現になると思います。しかし、読み手側からいうと軟弱だということです。

岡本委員：この意見を出されている方は、「課題」のところの表現を言っているのではなく、「重点事項」のところで「努めます。」といった表現はおかしいと言っています。

小玉委員：私は、これを直すのであれば、全体を直さなければ変になりますよということを言っているのです。

酒井会長：今の議論については、次の議案の中で検討していきたいと思います。今は、パブリックコメントがこういう風になっていますという報告をいただいて、それについて何か質問はありますかということです。

小玉委員：1ページの2番にある施設・土地などを無償で貸し出されているというのは、本当なのですか？

行革室長：今現在、土地等については、無償で貸しています。

小玉委員：旧市町別の件数とかテーマの偏りは、ありませんでしたか？

行革室長：どこから何件といった集計はしていませんが、一応旧1市2町の方からご意見をいただいています。内容についても、非常に専門的に聞かれている方などもいて色々でした。

宇佐美委員：件数のパーセンテージは、どのようになっていますか？

行革室長：実際、意見を出された方は11名で、意見の件数は73件となっており、一人で10件を超える意見を出された方もおいでといったのが現状です。

松本委員：4ページの(7)の1番に出ている公募委員を増やすといった意見に賛同します。それと、5ページの3番の市の考え方で「職員にも理解と協力をいただき」といった表現がありますが、受け取る側としては、職員が一丸となって取り組まなければならないのに、協力を求めなければならないというのは気になります。

行革室長：この項目は、給料のカットのことを書いていますが、給料については、本来カットすることが適切かといった大きな問題があります。給料のカットについては、一方的に行うのではなく、職員の協力がなければやれないものと考えていますので、このような表現にさせていただいております。

松本委員：そのことは、前段に「本来は考えるべきことではないと十分に承知しております。」と書いているので理解できると思います。

岡本委員：市民側から見れば、給料のカットも職員一丸となって取り組むべきことに入っています。職員に協力を得るのではなく、職員が一丸となってしなければならないことといった書きの方が、市民は分かりやすいのではないかと思います。ただ、職員の中にご理解いただけていない、協力体制にない方がいるのであれば、こういう風な表現も必要になるのかな

という気もしますし、そういう方にはぜひご認識いただいて、職員一丸となって給料カットにも取り組んでいただきたいというのが市民の考え方です。

河野委員：給与というのは、与え賜わるものであり、普通我々は賃金カットとか賃金交渉といった言い方をします。正式な文書では賃金といった表現を使っていたらいいと思います。それともう一つは、先ほどから出ています職員の協力については、職員組合との交渉が非常に大事な要素だと思います。行革推進委員会の中でも、職員の削減や賃金カットなど、職員に対しての不合理性、不利益性が非常にウエイトが高くなっています。その場、その場でのルールを踏まえたくて、市の考え方を載せていただきたいと思います。

企画財政部長：賃金といった表現については、意見の方で「給与」といった表現が使われておりますので、給料と手当を合わせた給与といった考えで市の考え方を書いています。

河野委員：パブリックコメントの公表は、意見の概要だけにするのか、市の考え方も含めて公表するのですか？

行革室長：このままの形で公表します。

宇佐美委員：公表は、どのような方法で行いますか？

行革室長：これだけの量ですので、広報紙に記載するのは無理なので、基本的には市のホームページで公表したいと思っています。方法については、先ほどの表現も含めて、市の庁議で決定したいと考えています。

宇佐美委員：このパブリックコメントについては、私も知らなかったようなことがたくさん意見として出てきていて非常に感心させられたし、また市の方も非常に誠実に答えられていると思うので、公表の方法については、インターネットだけではなく、広報などより広く一般市民の目に届くところで公表して欲しいと思います。

奥村委員：自治基本条例のパブリックコメントについては、各コミュニティに置いていました。行政改革大綱については、見に行く場所が少なかったということと、期間も短かったと思います。

企画財政部長：基本的には、自治基本条例の中で今後のパブリックコメントのやり方を決めていこうと考えておまして、今現在は制度として固まったものがない中で、できることからということで実施させていただいている状況です。今後は、自治基本条例が制定されれば、統一したやり方で実施したいと考えています。

小玉委員：6ページの5番は、人件費800万円について何もふれられていないし、退職者が多く出ている状況についても説明がなく、答えとして不十分だと思います。

行革室長：基本的に行革のプランは、平成17年4月1日を基準に策定しています。その時点では、定年退職者を数えているということです。その後、財政の健全化計画を発表させていただきましたが、その中には早期退職者も含めて金額を書かさせていただいており、その金額が一人当たり800万円ということです。

企画財政部長：退職人員についても、この時点でコメントいただいたときは44名でしたが、それ以降また増えています。

小玉委員：この意見で出されているのは、そういった数字上の話ではなく、退職者が予想を上回って出ている理由を言いたいのではないのでしょうか？

総務部長：定年退職者については、はっきり定年だということが言えますが、それ以外の個々の退職者の理由までは答えられません。ただ、この質問項目は、非常に厳しい行革を行う中で、働く意欲が減退してきて退職者が増えているのではないかといった内容にもとれますので、どうお答えするか迷った部分はあります。

宇佐美委員：今の1,203名の平均賃金というのは、800万円に値するのですか？

総務部長：雇用者が負担しなければならない人件費としては、平均800万円となります。

酒井会長：他に質問等ありますか？

無いようですので、会議を進めます。続いて、議案第1号及び議案第2号について、まとめて事務局より説明願います。

行革室長：【議案第1号 丸亀市行政改革大綱(案)及び議案第2号 丸亀市行財政改革推進計画(案)及び資料編について説明】

行政改革大綱(案)及び行財政改革推進計画等については、前回説明した内容から特に変更がないので説明は省略。

「努めます。」といった表現を検討する際、「8. 議会改革の推進」については、議会で調整のうえ回答をいただいているものであるため、このままでいかせていただきたい。

酒井会長：事務局より説明は終わりました。議案第1号及び議案第2号について、まずは「努めます。」の語尾の問題について何かご意見等がありますか？

小玉委員：我々としては、答申書の検討が重要であり、大綱や集中改革プランの検討は、後からにしませんか？

酒井会長：大綱や集中改革プランの中身が決まって、それらを添付しての答申書ということになりますから、まずは行政改革大綱及び行財政改革推進計画の検討が必要と考えます。

小玉委員：答申書の検討を後にすると、その中の意見によっては、大綱や集中改革プランを変更しなければなくなるのではないのでしょうか？

宇佐美委員：採決をとりましょう。

酒井会長：行政改革大綱及び集中改革プランの検討が先だという方は、挙手をお願いします。

委員：(挙手多数)

酒井会長：それでは、このまま進行させていただきます。行政改革大綱及び集中改革プランについて、事務局から提案のあった語尾の問題とキャッチフレーズを入れるかどうかといったパブリックコメントでの課題について検討をお願いします。

岡本委員：今、問題となっている「努めます。」といった語尾を「にします。」とか「図ります。」にして欲しいといったような意見は、これまでのこの会の検討の中でも出ていました。そして、前回の会議で、パブリックコメントを実施する案として提示された中に、私たちの意見は取り入れられていない形で提示されていたので、私は、市は私たちの意見を取り入れられないのだと解釈していました。それが、パブリックコメントで同様の意見が出てきたら、私たちにどうしましょうかと聞かれても困るのですが。

行革室長：大綱及びプランについては、皆さんの意見を出来るだけ取り入れ、小さな修正も加えてきたつもりです。語尾についても、よく見ていただいて、もっと積極的に取り組みとい

った意見についても理解しています。国の指針にもありましたように、市民への情報公開に努め、市民の意見も取り入れなさいということで、この会議も進めてまいりました。そして、今回、最終の議論となりますことから、最終確認いただきたいという気持ちでパブリックコメントを受けてご意見をいただきたいということです。

市といたしましては、例えば、大綱(案)の4ページにあります財政的援助団体等の項目については、全部が市が100%出資した財団法人ではなく、出資比率が低い、また株式会社として運営しているところなど、いろいろな団体がありますことから「努めます。」といった表現にさせていただきます。

岡本委員：発言の途中ですが、今ご説明いただいている内容は、すべてこれまでの会議の中で伺っています。私たちの意見についても、私は取り入れられないところは取り入れないということで案が出来ていると思っていますし、それを否定するものではありません。それをパブリックコメントが出てきたからといって、私たちに聞くのがなぜかということを行っているのであって、パブリックコメントの意見についても、取り入れるか取り入れないかは市の裁量で決めて、その市の考え方をこの資料に書いていけば良いと思います。

河野委員：市の考え方を書いてもらえれば、それで良いと思います。

宇佐美委員：本来であれば、こうしてパブリックコメントの報告をいただいて、市に提案されているわけだから、我々としては審議をして答申しなければならないと思いますが、時間的に無理だと思います。

岡本委員：私としては、ここには先ほど室長より説明のあったような市の考え方をきちんと書けば良いと思います。

行革室長：分かりました。ここには、市がこのように考えて、このようにしていきますといった市の考え方を書かせていただきます。

酒井会長：それでは、もう一つのキャッチフレーズについてご意見をいただきたいと思います。

大西委員：キャッチフレーズを作ろうというのは、市側も賛成ですか？

行革室長：お諮りしたということですので、そういったことがあっても良いと思っています。

酒井会長：議長提案ですが、キャッチフレーズを入れるかどうか、入れるならどういう表現とするかなどを検討しては、とても答申案の検討までいけないと思います。確かに、時間的余裕をもって取り組んでいる先進自治体においては、分かりやすさなども追求しているようですが、丸亀市の現状として、そういった時間的余裕のある進め方をしているわけでもないし、キャッチフレーズの採否や具体的文言の検討をできる時間はないと思いますので、時間不足ということで、できれば今後、次の大綱やプランを作っていくことがあれば検討するという事に止めたいのですが、いかがですか？

大西委員：賛成です。急ぐとかえって変なものになってしまいますし、十分に考えてからの方が良いと思います。

岡本委員：大綱やプランにキャッチフレーズというのは、分りやすくするためにはいいと思いますが、今回のプランについては、はっきり言って本気でやってもらわないといけませんし、例えばワンフレーズですべてを伝えられるかという私は難しいと思います。市がこの計画を策定して、推進していく過程で市民にわかりやすくするためにキャッチフレーズをつける

ということはあるのかもしれませんが、今現在、この大綱及びプランにつけるかつけないかという、私は必要ないと思います。

酒井会長：今回は、キャッチフレーズをつけないということで、賛成の方は挙手を願います。

委員：(挙手多数)

酒井会長：それでは、キャッチフレーズは採用しないこととします。それ以外で大綱及びプランについて意見等ありますか？

特に無いようなので、議案第1号及び議案第2号については、この案のとおりとしてよろしいですか？

委員：(了承)

酒井会長：次の答申案の検討に移ります前に休憩を入れます。

～ 休 憩 ～

酒井会長：休憩に続きまして、会議を再開します。それでは、答申案の検討を行いたいと思います。

小玉委員：行政改革をする場合、今までのやり方ではいけないので、民間であれば社風を変えなければなりません。その話を今回、この場で出来ていません。市は市として、その組織風土を変革しなければ、挑戦し続けられるものを作っておかないと、今の計画でいけばある程度の年数が経てばそれで終わり、次は初めからやり直しということになると思いますので、まず挑戦的な市の風土の変革がなければならないと、私なりに反省しています。

酒井会長：答申書については、大綱及びプランに対する答申なので、ご意見のあった内容は、項目としては入れられません。そのため、そういった思いを最後の付記のところでは入れてあります。

小玉委員：それでは、せめて1ページの記の3段落目の最後のところに、「職員一丸となって取り組む風土に変革する必要があります。」と入れてもらえませんか？

河野委員：私としては、まだこの会議では、議論をしつくされているとは思えませんし、いただいている答申書案についても中身が不十分だと感じています。そのため、まだこの答申書案を出すのは早いと思うのですが、いかがでしょうか？

酒井会長：答申書案を答申として市に提出して、市が計画を策定して来年度から計画を推進していくということを逆算していくと答申書案を今議論しなければならないということです。

河野委員：執行する側と我々との時間のギャップはあります。行革推進委員会の意見として答申書を提出するには、まだまだ議論がかみ合っていないと思います。答申書案をここで採決して出すのなら、私の名前はこの答申書から外していただくことを希望します。

宇佐美委員：委員として名前を外すことは、難しいと思います。

それと、答申書として、2ページ以降の一つひとつの意見はこれで良いと思いますが、1ページ目のところで、先ほど小玉委員が言われたような考え方が入っている方が、私としては馴染みやすいのですが。

岡本委員：答申書案の記以降のところ、1段落目に現状があって、2段落目に私達の認識があって、3段落目に先ほど小玉委員が言っていたような組織が変わって欲しいという希望を記載しても私は問題ないと思います。ただ、表現の仕方、言葉の問題だと思います。

それと、河野委員が言っていた審議の時間が十分ではなく答申を出すのは早いといった意見については、これは我々の問題ではなく、なかなか案が出てこなかった事務局側の問題だと私は考えていて、納得できます。ただ、私としては答申を出して、この答申の中に審議不十分だったことを入れていけば良いのではないかと思います。またこの審議会は、今はプランを作る部分で審議させてもらっていますが、来年度は進行管理を任されていますので、その中で審議したい項目については審議して意見を提言していけば良いと思います。

酒井会長：それでは、この部分にどういった文章表現を入れていくかをご提案いただきたいと思います。

小玉委員：私の案としては、一丸となって取り組むの後に「改革に挑戦する意欲を持った組織に変わる」を入れていただきたいと思います。

岡本委員：変わるではなく、「変わらなければなりません」とか「変わるべき」ということではないでしょうか？

酒井会長：それでは文言を確認します。「全職員が」といったところからですが、「全職員が一丸となって取り組む必要があり、改革を推進する意欲を持った組織に変わらなければなりません。」ということによろしいですか？

委員：(了承)

酒井会長：1 ページ目に関して、その他に意見はありますか？

無いようですので、続いて2 ページ目の1 番のところについてご意見をお願いします。

河野委員：民間委託等のところでは、委託料がいくらになるのかとか委託した所の人の保障について十分に議論できていないと思います。

岡本委員：民間委託や民営化については、行革全体としては実施していくのですが、実施にあたっては慎重にという議論であったと思います。

河野委員：文章には表現されていませんが、民間委託や民営化のところには、要するに職員を削減するということが含まれていると思います。

細川委員：1 番の記述は、民間委託や民営化を推進するのではなく、それを実施するにあたっては慎重にすべきといった、大綱に書かれている民間委託等の推進に警鐘を鳴らす意見が書かれています。

宇佐美委員：全国の実例資料では、保育所、学校給食、ごみや施設管理について民間委託が実施されており、7～8割が成功、5～7割がコストカットにつながっているようです。今や民間委託は、時の時流です。

細川委員：原則は、民間委託を実施していくということです。

酒井会長：ここでは、2～3割の失敗例を出さないようにして欲しいと言っています。

岡本委員：民間委託は、大綱やプランでこれから取り入れていくということですが、実施するときには十分に気をつけて欲しいということをここでは書いているわけで、それは大切なことだと思います。

細川委員：民間委託に関する記述を外すという議論には、ならないと思います。

河野委員：現実にも保育所の関係で、保育士が正規職員から非常勤職員となっています。そこには、賃金格差が生まれます。

細川委員：個別の事例については、ここでは盛り込むべきではなく、原則的なところで記載するべきだと思います。個別の事例については、具体的な実施過程で検討して欲しいということです。

高木委員：所用のため抜けなければならないので、できれば5番の議会について先に議論していただきたいのですが。

酒井会長：それでは、5番の議会改革の推進について先に議論したいと思います。この項目で何かご意見等がありますか？

岡本委員：これまでの会議では検討されていませんが、議会の政務調査費や議会活動に係るお金の透明性を確保して欲しいといった意見を盛り込むのは、いかがでしょうか？会議で検討されていないため馴染まないのであれば、議会から選ばれている高木委員に持ち帰っていただいて、議会の中で検討していただくということでもかまいません。

高木委員：私は旧綾歌町の出身ですが、今の丸亀の議会は、旧綾歌に比べかなり厳しい政務調査費の使用要綱を作って運用しています。書類等も整備して、いつでも市民の皆様にお見せできる体制も整えられています。

岡本委員：今は要望すれば、そういった書類等も見せていただけたらと思いますが、できれば議会が率先して自ら公表するくらい取組をしていただきたいと思います。

高木委員：集中改革プランにも、議会改革の推進の項目で透明性を高めていくことは書かせていただいています。

宇佐美委員：行政がこういった厳しい状況になっているのは、市の幹部の責任はもちろんのこと、チェック機能である議会の責任も大きいと思います。今後は、市民参画の条例を整備して、議会も含めた市民との連携を強化し、更なる議員削減に努めていただきたいと思います。高木委員のご意見はいかがでしょうか？

高木委員：パブリックコメントにもそういった意見をいただき、考え方を整理しているわけですが、現実問題として、綾歌町の場合14名いた議員が4名に減っています。4名になったことで住民の意見を把握することが難しくなるという現実もあります。そういった現実も踏まえて、私個人としては、ある程度の人数は必要ではないかと思います。

宇佐美委員：高木委員の個人的な意見をお聞きしたいのですが、市民11万人、特に納税者においては、議員定数についてどのように感じられていると思いますか？

高木委員：どの会議においても、行革の話題になりますと議員報酬及び議員定数について厳しい意見をいただきます。綾歌町の場合でも、当初は30人いたのが合併前には14人となっており、議会としても少しずつは減らしています。また、給与についても新市において考えていくと思います。そういった時代の流れをひしひしと感じています。

酒井会長：会議が、少し個別の意見を聞くといった方向に行ってしまうので、本題に戻したいと思います。ただ今の意見も含めて、答申書として文言をどうしていけば良いかといったことについてご意見をお願いします。

河野委員：議会の定数は、議会で決めることですので、ここで議論すること事態がナンセンスだと思います。

宇佐美委員：答申書では、案にあるように「市議会で検討していただきたい」ではなく、「更な

る削減をしていただきたい」という記載にしましょう。

酒井会長：それと先ほどの透明性を高めていただきたいという意見をいれてよろしいですか？

委員：(了承)

酒井会長：それでは5番の議会改革の推進については、「議員定数については、同規模自治体の削減例にならい、更なる削減をしていただきたい。また、議員の議会活動に係る経費についても、透明性を高めていただきたい。」ということでしょうか？

委員：(了承)

酒井会長：それでは、先ほどの1番の民間委託等の推進についてに戻ります。文章表現についてご意見をお願いします。

岡本委員：「事業を選択して実施する」というのは、「事業を選択する」で良いのではないのでしょうか？それと、後段の「努めていただきたい。」の「い」をひとつとってください。

酒井会長：それでは、最後の行で「事業を選択すると共にフォローアップに努めていただきたい。」ということでしょうか？

委員：(了承)

酒井会長：次に2番の指定管理者についてお願いします。

河野委員：答申書は、今日やはり作るのですか？

酒井会長：今日つくって、後日提出します。

河野委員：この答申書を作って出すことによって、30年間・40年間勤めている市の職員に不利益をもたらすこともありますから、慎重に取り扱うべきと思います。他の自治体では、自治基本条例などは3年間くらいかけて作るというのもし聞きました。私は、別に行政改革を遅らせるというつもりはありませんが、職員組合などときちんと話が出来ているのかが気になります。そこも出来ていないのに、答申書を出すというのは、ちょっと拙速ではないかと思います。

行革室長：私どもは、最初に国の指針を受けて平成17年度中に大綱及びプランを策定していきたいということで、皆さんにご説明させていただいたと思います。そのために、皆さんにお集まりいただき答申についてもお願いしました。私どもとしては、答申は出していただきたいと思います。

岡本委員：最初のこの会議で事務局よりいただいた資料にタイムテーブルがあり、その中でも2月に答申するということが記載されていて、説明も受けてそれでいいということになったので、今回きちんと答申を出すべきだと思います。

河野委員：最初の会議に仕事の関係で欠席してしまい、私の認識不足というのがありますが、答申書を出す側にも責任がありますので、出すことによって不利益を被ることがあるのではということが気になります。

宇佐美委員：総務省の通知により策定しなければならないということは認識しているところであり、作らなければ交付金が減らされるということになると、これは丸亀市にとっての不利益、市民にとっての不利益になりますので、答申書は日程に従って出していくというのがひとつの協力だと思います。

酒井会長：それでは、答申書は出すということで作業に戻ります。2番の指定管理者について意

見はありますか？

特に無いようなので、このままの文言でよろしいですか？

委員：(了承)

酒井会長：続いて3番の行政ニーズへの迅速かつ的確な対応を可能とする組織についてお願いします。

松本委員：いろいろな仕事を経験することは、職員資質の向上につながるので、4行目の「柔軟に対応できると思われるので」の後に「それが職員の資質の向上にもつながるので」という言葉を入れてはどうでしょうか？

宇佐美委員：ここの内容は、部署を超えて、例えば税務課が繁忙期を過ぎると、横の部署に横断的に仕事の応援に行くということですか？

行革室長：委員から提案いただいた内容で、部を超えてということだと理解しています。

河野委員：それは出来る可能性があるのですか？

企画財政部長：部内は、何々課長と命じていない以上部長権限で可能であり、今もやっています。部を超えると、何々課勤務を命ずるといのが出ていますから、職員課と協議が必要となります。ただし、全庁的に行っている祭りなどのイベントは、何々課から何名出してくれということで、今も職員を横断的に活用しています。答申書の案では、後段にある「庁内分権を推進し」という言葉が、その前のところにある「部内に限らず柔軟に対応できる」という所と意味が違ってくると思われます。

松本委員：言いたいのは、人的資源を有効に活用してくださいということです。

大西委員：もう少しここの内容を説明いただけませんか？

行革室長：これまでは課ごとに予算や人を配置していたものを、部単位に、少し大きな範囲で動かしていこうということです。答申書で書かれようとしているのは、特に人については、共通した事務的な部分について思い切って市役所をひとつのものとして見ていってはどうかという意見だと思います。

岡本委員：前段の所が庁内分権の推進のことを書かれていて、これはプランにも載っていることであり、後段のところ意見として更に市役所全体で人的活用を進めてくださいと書いています。人事配置にこだわらずにそういうことをして欲しいということだと思います。

宇佐美委員：庁内分権というのは、外した方がいいです。

松本委員：前段のところ、「特に」まで要らないです。「人事配置においては」というところからでいいと思います。

企画財政部長：人事配置というのは、専門的な意味で言えば、どこそこの勤務を命ずるということであり、最初から何部と何部を兼務するといった辞令は出しにくいです。臨時の業務で流動的に活用するということは、今も行っています。

岡本委員：市民サービスの向上のために、人事配置にこだわらずに職員を有効に活用して、職員の資質も高めて欲しいということだと思います。

酒井会長：それでは、「市民サービス向上のために、人事配置にこだわらず、職員を有効に活用し、能力向上に努められたい。」ということではいかがでしょうか？

委員：(了承)

酒井会長：続いて、4番の定員管理の適正化についてお願いします。

岡本委員：最後の「若い職員が非常に少なくなっているので、」以降は必要ないと思います。

宇佐美委員：年齢構成を考慮する必要はないと思います。市民にとったら、例え年齢が高くても質の良いやさしいサービスをしてもらえれば良いと思います。

河野委員：市の仕事は、これからも続いていくものですから、若い職員もいなければ、年齢の高い職員が退職していった場合、業務が継続していけないと思います。

宇佐美委員：年齢構成を主眼に置くと、行財政改革はなかなか進まないのではないのでしょうか？

河野委員：それなら部課長級を1人辞めてもらえれば、若い人が2人雇えるという議論になります。

酒井会長：例えば、斬新な自治体の事例で、35歳、40歳であっても採用するけれど、給料は1年目と同じ給料ですということ募集しても、応募してくるといったこともあります。年齢にこだわって、本当に能力のある人が採用される道を閉ざすという答申をしてしまうといったリスクを、この会としては避けなければなりません。

河野委員：職員採用については、地方公務員法や条例などで決められている部分もあると思います。

宇佐美委員：それについても考えてもらった方が良いと思います。優秀な人には、雇用形態を変えてでも来ていただくという考えの方が良いのではないのでしょうか。

酒井会長：提案ですが、「また、若い職員が」以降を削除してしまえば良いのではないのでしょうか？

委員：(了承)

小玉委員：そもそも定員管理は、何をベースにされているのですか？

総務部長：当然、定員というのは、常識的な話としても仕事量に見合った適正な職員数ということになります。仕事量の分量を量りながら定員を定めていきます。その分量を量るはかり方にはいろいろとあると思いますが、従来からの積み上げで職員数を定めています。

小玉委員：機械化によって仕事の量も変わるとは思いますか。

総務部長：パソコンなどの機械化により仕事量を減らし、職員数を減らしていくといった試みを常に行っています。

酒井会長：それでは、5番は終わりましたので、6番について一括してお願いします。

宇佐美委員：行財政改革は、赤字回避に向けて歳入と歳出のバランスをとるためにやっているのであり、目指すべきところは単年度収支を黒字化し、失った基金を積み直していただきたいと考えます。それを書いておく必要があるのではないのでしょうか？

それと、丸亀市にある委員会の委員報酬は、無報酬とか交通費だけにしてはどうかと思います。

河野委員：その意見に私は賛成ですが、それをすると他の委員会が成立しないのではないかと思います。

岡本委員：例えば、仕事を休んで出席されている方が、休んだ部分の給料が保障されないような形になるのは問題があるのではないのでしょうか？

宇佐美委員：職員が手当を減し給料を減すと言っているのに、委員がこういう委員会に出てき

て報酬をいただいて経費を減らせと言えるでしょうか？

酒井会長：答申に書くとする、経費削減に聖域を作らないということになるのではないかと
思いますが、どういう文言にしますか？

宇佐美委員：一つ目は、「集中改革プランに基づく単年度黒字化を努力目標とし、失った基金を
積みなおしていただきたい。」としてはいかがでしょうか？

行革室長：集中改革プランの3ページにその文言を記載させていただいています。私どもも、
単年度収支の黒字化を目指し、歳入に見合った財政構造を構築して持続可能な自治体運営を
していかなければいけないと考えています。答申書には、この集中改革プラン(案)と行政改革
大綱(案)がつかますので、そちらの方でお願いしたいと思います。

宇佐美委員：行政改革の本当のコンセプトは単年度黒字ですので、それが抜けるのはまずいの
ではないでしょうか？

酒井会長：それが集中改革プランに入っているということです。

宇佐美委員：それでは、市民の方に分かりにくいのではないのでしょうか？

岡本委員：答申書は公表はしますが、市民の方にお渡しするのではなく、市長に渡すものです。

河野委員：この項目には、公共工事の談合のことも入れておくべきではないのでしょうか？

企画財政部長：公共工事は、入札制度により適切に行っています。

岡本委員：今のご意見は、行政改革大綱の7ページに既に記載されています。

河野委員：公共工事の談合をさせないシステムづくりというのを入れておくべきではないでし
ょうか？

酒井会長：それは、あくまでも経費の削減の話になると思います。大綱の中に入っている内容
で良く、談合だけを取り上げる必要はないでしょう。

他に何かありますか？

宇佐美委員：委員会の件は、どうでしょうか？

酒井会長：プラン4ページの「経費の節減」に入るものだと思います。委員会の報酬について
は、これまでも検討されてきており、実際に報酬額も下がってきている実績もあります。今
後も削減の可能性はあると思います。

宇佐美委員：今後、7番の進行管理の中で経費の縮小が思わしくない場合、全委員会にこうい
った経費の縮小を提案してもらうことは可能なのでしょうか？

行革室長：委員会には、諮問機関と諮問機関でないものといろいろあり、ご意見がどの範囲の
ものかは分かりませんが、進行管理の中ではこういったことが起こるか分かりませんので、
意見を言ってもらってかまわないと思っています。

宇佐美委員：分かりました。

酒井会長：それでは、7番の進行管理まで終了とさせていただきます。また、進行管理の具体
的な方法については、年度内に協議する場を持ちます。

最後に付記ですが、今回は国の指針により短い期間で、ある意味強引に大綱やプランを作
りましたが、こういうやり方では本当の改革はできないという意見をここに書かせていた
だきました。よろしいでしょうか？

委員：(了承)

酒井会長：それでは、答申書について採決をとります。以上の内容で答申して良いという方は挙手をお願いします。

委員：(挙手多数)

酒井会長：それでは以上の内容で答申します。

最後のその他の項目ですが、この答申書を渡す日程について、一応2月10日(金)午前9時から30分間を予定しています。会長及び副会長はもちろんですが、参加できる委員には参加いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか？

委員：(了承)

酒井会長：場所は、市役所本館3階の市長応接室になりますので、都合のつく方は、午前9時前にお集まりください。

それと次回の会議の日程ですが、事務局よりお願いします。

行革室長：現在、国・県から指導が入っています。特に、地方公営企業等の職員や給料に関してです。おそらく今の案よりも少し詳しくなったものを3月に公表していくことになると思いますが、根本が変わることはありませんのでご理解をお願いします。そういったことを踏まえて、次回の会議については、公表の直前ということで、3月の20日過ぎでの開催をお願いします。それと進行管理についてお願いしたいと思っています。

最後にひとつだけ言わせていただくと、7市の中でこれだけ取り組んでいるのは、丸亀だけだそうで、他市は1月に入ってから取り組んでいるというところもあるそうです。

酒井会長：それでは次回の会議は、3月27日(月)午前9時からといたします。

本日の会議は、以上で閉会いたします。